

令和3年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

1 令和3年9月8日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 閑田大祐 | 2番 | 森若 厳 |
| 3番 | 渡辺年範 | 4番 | 浜田幸造 |
| 5番 | 信谷俊樹 | 6番 | 進藤雅通 |
| 7番 | 水橋直行 | 8番 | 森 ルイ |
| 9番 | 上青木 至 | 10番 | 尾尻康二 |

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 4番 | 浜田幸造 | 5番 | 信谷俊樹 |
|----|------|----|------|

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 川野義彦 | 書記 | 角本奈緒子 |
|--------|------|----|-------|

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町 長 | 高田幸典 | 副町長 | 望月邦彦 |
| 教育長 | 恵良隆久 | 総務課長 | 山本秀樹 |
| 企画課長 | 川本亮之 | 税務課長 | 平道龍二 |
| 住民課長 | 柿本賢士 | 会計課長 | 亀井成美 |
| 福祉課長 | 池田真二 | 保健衛生課長 | 竹下良二 |
| 地域経営課長 | 坂田 誠 | 建設課長 | 藤原通伸 |
| 上下水道課長 | 河田昭司 | 教育課長 | 有田芳徳 |

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
報告書について

第 2 議案第56号 大崎上島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条
例について

第 3 議案第57号 大崎上島町森林環境譲与税基金条例について

第 4 議案第58号 大崎上島町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について

- 第 5 議案第 5 9 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 6 議案第 6 0 号 令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 7 議案第 6 1 号 令和 3 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 8 議案第 6 2 号 令和 3 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 第 9 議案第 6 3 号 令和 3 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 6 4 号 令和 3 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 6 5 号 令和 3 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 6 6 号 令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 6 7 号 令和 3 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 4 議案第 6 8 号 令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 6 認定第 1 号 令和 2 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 2 号 令和 2 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 第 1 8 認定第 3 号 令和 2 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第 1 9 認定第 4 号 令和 2 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 5 号 令和 2 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 2 1 認定第 6 号 令和 2 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定について

- 第22 認定第 7号 令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 8号 令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 9号 令和2年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第10号 令和2年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第11号 令和2年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第12号 令和2年度大崎上島町水道事業会計決算認定について
- 第28 決算特別委員会の設置について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、報告第5号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第5号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和2年度の健全化判断比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

報告書の1ページをご覧ください。

令和2年度健全化判断比率報告書の総括表でございます。

健全化判断比率には、区分欄のとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の2指標は、

一般会計等の実質収支が黒字のため該当はございません。また、将来負担比率につきましても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため該当はございません。実質公債費比率につきましても、比率が12.4%で、前年度の12.7%に比べて数値は改善いたしており、早期健全化基準の25.0%と比較いたしましてもおおむね良好な数値であると認識いたしております。

監査委員意見書のまとめにも記載されておりますが、今後も収入の確保に努めるとともに経費の削減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行う必要がございます。将来にわたりその点について十分留意し、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告書の6ページ、令和2年度資金不足比率でございますが、資金不足が生じた公営企業はないため該当はございません。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、議案第56号大崎上島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第56号大崎上島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月1日付で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が過疎地域自立促進特別措置法に変わり施行されたことに伴い、大崎上島町過疎地域自立促進基金について条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、基金の名称を大崎上島町過疎地域持続的発展基金に改め、条例第1条において規定する設置目的等について、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地

域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図ることを目的とすることに改めることとし、同条を全部改正するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第56号大崎上島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、議案第57号大崎上島町森林環境譲与税基金条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第57号大崎上島町森林環境譲与税基金条例について提案説明を申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条の規定により、国から譲与される森林環境譲与税を積立て、同法第34条の規定に基づき、町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、大崎上島町森林環境譲与

税基金を新たに設置するものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これ、ちょっと資料を見させていただくと、所管課は建設課ということなんですけども、農林水産の関係であることを考えると本来的には地域経営課のほうで所管するべきではないかと思うんですけど、どういったことでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 数年前になると思うんですけども、農林水産課から工事部門が移ったときに森林関係が建設課のほうの所管となっております。その関係で、新たに設置された森林環境譲与税も建設課の所管ということで引き続き事務をさせていただいているところです。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） まず、この条例案については別にやればよいと思うんですけども、ハード部分とソフト部分を分けているというところで大きな弊害が出ているの、所管されている担当の職員の方等、特によく分かっていらっしゃると思うんですけども、町長側のほうではこれらについて認識されとってでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） ハード部門とソフト部門を分けて現在担当課が分かれておりますけれども、今回の森林環境譲与税につきましても森づくり事業等については現在建設課で担当しております。今後、弊害が目に見えるようでしたら見直しを検討してまいります。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今後目に見えるようだったらということですけども、現実問題もう既に見えております。災害復旧に関連しましても基本的に農業土木と建設土木は考え方が根本的に違いますし、治山治水の考え方の部分と実際に道路が壊れたけえちょっとここを直しますとかというようなものとは訳が違うと思うんですけども、やっぱりその専門的な知識を持った職員を育てていくことも含めて、もっときちんと組織の体制の在り方という

もの考えるべきだと思います。ちょっとこの条例に引っかけて言うたんですけども、これは大きな課題だと思うので、しっかりそれで早急に対応していくことを求めて終わります。答弁は結構です。

○議長（尾尻康二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第57号大崎上島町森林環境譲与税基金条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第4、議案第58号大崎上島町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第58号大崎上島町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、現在建設中の木江定住促進住宅、戸建て2LDK4戸が本年9月に完成する予定であることから、大崎上島町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に当該住宅に係る規定を追加するものでございます。

主な内容は、第2条第2項において名称を木江定住促進住宅、位置を大崎上島町木江5048番地4と定め、第15条第1項において家賃の月額を4万9,000円と定めるとともに、附則第1項において施行期日を令和3年10月1日、第2項において入居者の資

格の特例措置について定めております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 定住促進住宅ということですが、公営住宅法に係る町営住宅、かなり老朽化してきているものもありますが、そちらのほうへの対応についてはどのように考えとってでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えします。

町営住宅の老朽化については、もう数年来の課題として受け止めて現在も検討しているところがございます。喫緊の課題としては、今木江の柿の浦住宅がかなり危険な状態にあるということで建て替え事業を進めているところです。一度に住宅を全て整備するという事はなかなか困難な状況にありますので、順次住宅ごとに更新、また払下げ等を検討しているところです。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 柿の浦住宅もそうですけども、木造の住宅なんかでももう老朽化が進んで、それこそもう床が腐って抜けそうなどころだったりとか押し入れの中がカビだらけだとかそういった劣悪な環境のものも出てきています。町営住宅、公営住宅というのは、本来的に言えばそこに一時的に住まいながらその後自分で家を購入するなり建てるなりというところへ向いて進んでいってもらうのが理想ではありますけども、今現状住んでいる方の環境というものももうちょっと配慮してあげられたらいいのかなと思います。早急に対応していただくことをお願いして終わります。答弁、結構です。

○議長（尾尻康二君） 質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第58号大崎上島町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第5、議案第59号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第59号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の策定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

本計画は、令和3年4月1日付で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、本町が持続的発展を図るために必要な事項を各施策について定めることとし、新たに策定するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の策定について詳細を説明いたします。

今回策定の大崎上島町過疎地域持続的発展計画は、本年4月1日付で施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法——以降、新過疎法と申します——に規定する県の定める過疎地域持続的発展方針に基づき、町が計画を策定するものです。

新過疎法では、同法の制定目的を自立促進から持続的発展を基本とすることとし、過疎地域の指定基準についても長期の人口減少率の基準年を昭和35年から昭和50年に変更されるなどの見直しが行われておりますが、引き続き本町は過疎地域の要件を満たしております。

本町の計画は、先ほど申しました広島県過疎地域持続的発展方針に基づき、旧過疎法の産業の振興、教育の振興など9分野で構成された内容に加え、新過疎法で新たに追加となった人材育成、再生可能エネルギーの利用促進及び旧過疎法の項目の分割等を含めた計12分野により構成された内容になっております。計画に計上の事業については、過疎債を有効に活用し、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第59号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第6、議案第60号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第60号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第6号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,926万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,112万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、職員の配置換え等に伴う人件費の調整、林道丸尾・木越線改良事業に要する経費、県道改良より急傾斜地崩壊対策事業に係る県営事業負担金等の追加計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものであります。

第2表繰越明許費補正では、新たに庁舎管理費についてその事業費を翌年度に繰り越すこととしたし、第3表地方債補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、町税、地方交付税、国庫支出金、その他の特定財源を計上するとともに、繰越金を予算化し、繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の6ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正では、本庁舎空調設備更新工事に要する経費について年度内の完了が見込めないことから、庁舎管理費8,398万5,000円を次年度に繰り越すこととし、計上しております。

7ページをお願いします。

第3表地方債補正では、発行額の確定、事業費等の追加に伴い限度額の調整等を行いましたので、起債の限度額について12事業総額で2,404万4,000円の増額を行っております。

11ページをお願いします。

歳入予算ですが、町税の固定資産税では、償却資産の修正申告等に伴い現年課税分7,

433万円の追加を、地方特例交付金では、交付額の決定に伴い89万3,000円の減額を、地方交付税では、交付額の決定に伴い普通交付税1億2,464万6,000円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金ですが、12ページをお願いします。

国庫補助金の総務費国庫補助金として、個人番号カード交付事務費補助金252万1,000円等の追加を、衛生費国庫補助金では、システム改修に要する経費として健(検)診結果情報標準化整備事業等補助金298万8,000円等の計上を、土木費国庫補助金では、補助額の確定に伴い社会資本整備総合交付金74万3,000円の追加を計上しております。

次に、県支出金ですが、県負担金の民生費県負担金では、新型コロナウイルス感染予防に係る活動経費の追加として民生委員費県負担金55万2,000円の追加を、広島県移譲事務交付金の額の決定に伴い広島県市町移譲事務交付金49万4,000円、土木建築公共事業移譲交付金200万円の追加を、13ページをお願いします、県補助金ですが、農林水産業費県補助金の農業費県補助金では、農村基盤整備推進事業補助金50万円、林業費県補助金では、補助金額の追加変更に伴い県単独林道整備事業補助金600万円の追加を計上しております。

繰入金の特別会計繰入金ですが、介護保険事業特別会計の令和2年度事業費確定に伴う精算繰戻し分として介護保険事業特別会計繰入金4,945万3,000円の新たな計上を、基金繰入金では、歳入歳出予算の均衡を図るため財政調整基金繰入金2億4,801万9,000円の減額を計上しております。

次に、繰越金ですが、前年度からの繰越額の確定に伴い、収入額と予算計上済額との差額1億2,394万3,000円を追加計上しており、次に諸収入ですが、14ページをお願いします、雑入では、今年度職員相互派遣事業の未実施に伴う他団体からの負担金について雑入(総務企画課)604万5,000円の減額、F T T H電柱共架料の追加負担分として雑入(電算)137万6,000円の追加を計上しております。

次に、町債ですが、総務債では、発行可能額の確定に伴い臨時財政対策債5,885万6,000円の減額を、衛生債の上水道事業債では、事業費の財源として過疎債が充当可能となったことに伴い上水道施設改良事業補助金2,360万円の新たな計上を、農林水産業債の林業債では、事業費の増額に伴い林道丸尾・木越線改良事業620万円の追加を、土木債の道路橋梁債では、国補助金額の確定及び県営事業負担金額の通知に基づき4

事業で210万円の増額を、河川債では、県営事業負担金額の通知に基づき県営急傾斜地崩壊対策事業負担金940万円の追加を、柿の浦貯水池安全対策事業に伴う財源として水利施設等安全対策事業3,660万円の新たな計上を、消防債では、沖浦地区消火栓設置事業に要する財源として消防施設整備事業130万円の追加を、15ページをお願いします、教育債では、施設改修費の増額に伴い社会体育施設整備事業160万円の追加を計上しております。

16ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり、人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の一般管理費に職員相互派遣事業の未実施に伴い職員相互派遣事業負担金888万9,000円の減額、職員の定年延長に伴う例規等の影響調査等支援業務に要する経費として一般総務管理諸費132万円の追加を、17ページをお願いします、企画費では、F T T H電柱共架料の追加負担分として地域情報化推進事業137万6,000円の追加、リース方式による超小型電気自動車導入に要する経費としてカーボンスリサイクル推進事業26万2,000円、昨年度一部整備の木江一時滞在施設の樹木等伐採に要する経費として一時滞在施設運営事業52万円の追加を、基金費では、財政調整基金積立金6,501万1,000円の追加を、戸籍住民基本台帳費ですが、18ページをお願いします、マイナンバーカード事務に要する機器の購入経費等として通知カード・個人番号カード関連事務費252万2,000円の追加を計上しております。

次に、民生費ですが、18ページをお願いします、社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金716万6,000円の減額等を計上し、19ページをお願いします、引き続き民生費ですが、後期高齢者医療費では、前年度療養給付費負担金の精算に伴う追加負担金として療養給付費負担金228万5,000円の追加等を。

次に、衛生費ですが、20ページをお願いします、保健衛生費の保健事業費では、産後ケア事業に要する経費等として母子保健事業21万8,000円の追加を、町民の健（検）診結果データ等の利活用に向けたシステム改修等に要する経費として生活習慣病対策費473万円の追加を、診療所費では、耳鼻咽喉科診療所で使用するシステム更新に要する経費として診療所運営費203万5,000円の追加を、上水道費では、水道事業会計の人員費の補正及び企業債の過疎債への振替に伴い上水道事業会計補助金3,257万5,000円の追加を計上しております。

次に、農林水産業費ですが、農業費の農業振興費では、レモン等苗木購入補助金の追加分としてかんきつ産地育成事業10万4,000円の追加を、農地費では、美好池水位調整工事に要する経費として農地整備諸費55万円の追加等を、21ページをお願いします、引き続き農林水産業費ですが、地籍調査費では閲覧用パーティション設置に要する経費として地籍調査諸費90万7,000円を、林業費の林業総務費では、有害鳥獣処理施設フェンス設置に要する経費として有害鳥獣駆除対策費129万5,000円、林道新設改良費では、県補助金の増額に伴う事業費の追加として林道丸尾・木越線改良事業1,166万1,000円を、水産業費の水産業振興費では、向山漁船巻き上げ施設船台更新に要する経費の追加として水産振興対策諸費210万6,000円を計上しております。

次に、商工費ですが、22ページをお願いします、観光費では、観光協会の路線バス音声ガイド機器購入に係る補助金として観光振興対策諸費52万3,000円を計上しております。

次に、土木費ですが、道路橋梁費の道路橋梁総務費では、交通事業特別会計繰出金696万4,000円の増額を、道路新設改良費では、県通知に伴い県道改良事業負担金302万8,000円の追加等を、河川費の河川維持費では、県事業移譲交付金の追加交付による事業費の増額として二級河川維持管理費200万円の追加を、23ページをお願いします、砂防費では、昨年度実施の柿ノ浦貯水池安全対策工事の追加工事費として老朽化施設安全対策事業3,755万3,000円の新たな計上を、急傾斜地崩壊対策費では、県通知に伴い県営急傾斜地崩壊対策事業負担金1,041万6,000円の追加を、都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金231万3,000円の追加を計上しております。

次に、消防費ですが、消防防災施設費に沖浦地区消火栓設置事業に要する経費として消防施設整備費135万3,000円の追加を計上しております。

次に、教育費ですが、24ページをお願いします、保健体育費の体育施設費では、おおさきオレンジプール改修工事費用の追加及び社会教育施設用地伐採工事に要する経費として社会体育施設管理費329万8,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までと

します。

それでは、質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃあ、一点だけ。

ページ数は23ページになるんですけど、ここの急傾斜地崩壊対策事業費とかありまして、その後ろのほうに県営急傾斜地崩壊対策事業費1,041万6,000円、これは場所はどこなんですか、県営の。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

県営急傾斜地崩壊対策事業の負担金の場所については4か所ございます。1つ目が鮎崎西地区、2つ目が長江地区、3つ目が正島地区、4つ目が花條地区でございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長、花條地区も県営と言われましたけど、花條地区は単県で計画してなかった。いつ、ほんでこうやって変わるんじゃないのだったら、産建の委員会なんかで説明するんが筋じゃないのかな。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先日の産建委員会でも説明しておりますけれども、この花條地区という箇所については、県営事業についてはかなり範囲が広い花條地区でございます。この花條地区の県営事業については、県が危険箇所ということで簡易な斜面を測定をして箇所を上げているところで、これから詳細な箇所を上げて工事をするかというのをまだ決定できてなくて、これから決定できるかどうか、採択基準に合うかどうかというのを調査するところで、まだ調査段階ということです。それから、町の急傾斜地の崩壊対策事業については申請者からの要望に基づいてやっているもので、基準についても県営の急傾斜地崩壊対策事業とかなり差があり、県営急傾斜地崩壊対策事業では斜面の高さが10メートル以上、それから対象戸数が10戸以上とかという基準があります。県営の補助事業については、斜面の高さが5メートル以上、それから対象戸数は2戸以上ということで基準が違いますので、これがどちらでできるかということはこれからのことになると考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長は花條地区は広いと言われましたけど、私はこの白水に

住んでもう74年、5年が来ます。花條地区というものは一部分になるだけなんです。今、課長が言われましたように、範囲はそんなに広くありません。そして、今言うように単県で仮に計画したところが県営に入った場合には、受益者負担金は要らんようになるな、当然県営になったら、単県じゃないんだから。そうすると、今まで清光寺地区とか脇之浦地区とかこれからやる、もう一つ大崎地区に計画しとる分らも全部これ、課長が県の営繕課へ頭下げて行って、すみませんけど単県じゃなかなか受益者の方がお金を出してもらうのは気の毒なですけえ県営にしてもらえませんかと言うたら、してもらえるかな。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほども申しましたように、県営事業と町が補助をいただいて行う事業の採択基準が違いますので、県営事業の採択要件にはまれば優先的に県営事業ということが有利であるというのは私も認識しておりますが、現在その採択基準に合わないものについて県費補助をいただいて事業を執行しているもので、今県に要望したからといって変わるものではございません。

○議長（尾尻康二君） そのほか質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 17ページ、2の1の6の小型電気自動車ですかね。これは国から補助金が下りてきてやる分だったんですかね。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 補助金は入っておりません。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 町単独でやる分ですかね、これ。当然、今の発電所の中でまた新しい環境研究施設関連のことがあって、それに向いて乗かっていくというのは大きな一つの流れだろうと思うんですけども、今年の初め、ほら、関越道であったと思うんですけども、物すごい数の車が立ち往生して、雪の中で。国のほうが目指しとる2050年でしたか、ガソリン車をゼロにするみたいな話もありますけど、今年の初めのようなああいう事例があったときに、ガソリン車が全部電気自動車に入れ替わったときに、あそこへ立ち往生した車の中に閉じ込められた人らって全滅しとるんですよ。そういう危険性のこともあるのに、軽々に聞こえのよさ、見栄えのよさだけで突っ込んでいってええものなんかどうなんかな。そういう意味でいうと、町の今公共施設には太陽光パネル、あちこち設置してらるんですけども、行政がやっとなんて当然老朽化して耐用年数を過ぎた場合にはき

ちっと適正に処分をされるものと思いますけども、これがものすごい夢のエネルギーみたいなイメージを与えることによって、例えば民間でこれがばんばんばんばん設置されて今よそでもいっぱいありますけど、これ耐用年数が過ぎた後はほんまにごみの山になってしまうんですよ。そこに対する啓発を本来行政はやらにゃいけんはずなんですよね。それがただ本当に夢のエネルギーみたいな、そりゃもうメディアも含めてですけども、そういうイメージだけで突っ走ってしもうたの、いかなものかと思うんですけども、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 本町におきましては、今年3月25日にゼロカーボンシティを宣言いたしまして、脱炭素に向けて様々な取組を進めていくということを宣言いたしております。その中で、まず公用車に対して1台試行的に電気自動車を導入して、2人乗りでございますけれども、活用し、かつ防災時における蓄電池等の設備を備えた電気自動車、また土日には町民に電気自動車を啓発するというところで、無料の試乗会も含めて今検討はしとるところでございます。閑田議員のおっしゃる電気自動車に全部切り替わったときのということに関しては、現状につきましては本町も実証実験をスタートさせてるところでございますので、また今後の課題として考えていきたいと思っております。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 町レベルのところへこういう話をするのは嫌がらせぐらいにしかならんかとは思いますが、ただ世の中全体がそういう動きなんで、啓発という意味も含めてちょっと質問させてもらったんです。実際問題として、例えば山奥のほうでゴルフ場の跡地であるとかそういったところが今全部メガソーラーの発電所に切り替わったりしていきようるんです。その山奥のメガソーラー発電所、冬場になったら雪が積もって、全然稼働率ゼロなんです。現状でもそういうレベルでありながら、さらに20年後、これがじゃあ発電ができなくなったときにどうなるか。処分する。民間でやりようる人ら、これ適正に処分する人おりませんよ。これを助長するような流れは、流れをつくっちゃいけんというか、啓発もしっかりやりながら進めてもらいたいと思います。答弁は結構です。

○議長（尾尻康二君） ほかに質疑は。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 6ページの繰越明許、たしかこれ、庁舎のエアコン関係だったと

思うんじやが、ちよつともう一度どういう工事か、またなぜ繰越ししたのかちよつと説明をお願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 渡辺議員の質問にお答えします。

繰越明許費、庁舎管理費での8,398万5,000円の計上についてですけども、本庁舎、先ほどおっしゃったように本庁舎の空調設備更新工事に伴うものでございます。内容といたしましては、役場の本庁側、また東野文化センター側の空調が設置してかなりたつてるということで、故障が頻繁に発生しております。その空調を更新するもので、繰越明許の理由といたしましては、新型コロナウイルス関連につきましてその空調の納期がかなり遅れる見込みである。また、これからの、今設計している段階ですけども、その後設計が出来上がった後に入札することになりますけども、そうしますと厳寒期、寒い時期ですね、その時期に工事を施工するのは、職員もですけども、来庁される住民の方等の影響もあるだろうということで、年度内の完了が見込めないということで工事を発注する前に繰越明許費を計上させていただいた次第です。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（尾尻康二君） ほかにありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 17ページの2の1の6、先ほどのカーボンリサイクル事業についてですけども、ゼロカーボンシティ宣言されるときに町長とお話しさせてもらったときに、今さっきの議員が質問したようなソーラーパネルについても今後考えていきたい、ゼロカーボンについていろいろ我が町も貢献していきたいみたいな話をさせてもらったときに、先ほど言われたように今これから問題になるであろう廃棄についてはしっかり考えてやってくれるんですねって、そうじゃないと絵に描いた餅にしかならないですよという話をさせてもらったと思うんですが、その思いとしては今現状も変わらずあって、しっかり先のことも考えた上で今進めていっていると思ってもよろしいですよ。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） そのパネルについては処理について大きな課題で、これは国の問題であろうと思うんですね。自然エネルギーで自給自足をする社会をつくろうということで国が進めているわけですから、私たちの町はそれに対してどうするんかというレベルを超えている。今でも、20年ぐらい償却したところをリサイクルしてもう一回使うとか

いろんな技術開発がこれからされてくるんだというふうに思いますし、我々も国のほうにはそういった課題を早く解決するように機会を見ながら要望していきたいというふうに思っております。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 分かりました。

あと、今電気自動車についてだったんですが、観光等で5台ほどモビリティ、ちょっと正式名称が出てこないんですけど、電気自動車があったと思うんですけども、あれって特殊というか、海外製等で修理がままならない部分があつてうまく稼働してない、5台中1台だったかな、途中から稼働できなかったのがあったように思うのですが、今回多分1台試験運用という形でトヨタ製だったですかね。ちょっと説明聞きようたときにどこ製だったか忘れましたが、電気自動車を導入するという話だったんですが、前回の失敗部分も踏まえて電気自動車を扱っていく上での今後のアフターサービスも含めて、しっかりしたものかどうかというのも確認された状態で導入するという事で問題ないですか。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

今回導入予定の電気自動車については、トヨタ製の2人乗りの超小型モビリティシーポッドというものをレンタルを予定しております。こちらに関しては、トヨタのほうの先行した超小型モビリティ車として今全国で試行的に自治体に限り導入はされてるところでございまして、来年度からは最大2,000台規模で一般的に普及されるようなことも聞いております。電気自動車に関しての安全性も含めて、トヨタと連携しながらそういった情報をいただいて運営をしたいと思っております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） あと一つ、ちょっと大きな問題で、町の動きだけでどうにかなる話ではない部分なんですけれども、ゼロカーボンっていう話になると今世の中で言われている脱原発、脱炭素ということで、この島にもある火力発電所も今後つくっていく方向としては難しい世の中、状況になってきております。そこで、電気、再生可能な電気として太陽光等自然エネルギーを使うというのがどんどん走ってきたうちの一つの部分だとは思いますが、これはもう町の範疇をちょっと超えているかも分からないですけれども

も、この辺について今町としてどういうふうな貢献ができて、どういうふうな立ち位置で進めていこうという思いがあるか、方向性だけでももし分かれば教えていただければと思います。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 国のほうが2050年を目標に脱炭素社会を目指しております。これは全世界の流れ、この地球変動に基づいて流れであって、その流れは変わらないのではないかというふうに思います。そして、先ほど提案させてもらった新過疎計画においてもそういうことを盛り込めというような国のほうの施策の中で法律で定められたりしております。いずれにしても我々はカーボンリサイクルを我が町で、そういう事業がやられていることに乗って、率先してそれに乗かってやっっていこうということでゼロカーボンシティを宣言をさせてもらいましたが、いずれにしても国が2050年を目標にしてますから、自治体は恐らく全自治体にそういう計画を立てるよという事で必ずそういうことになってくるんだらうと。民間は強制的に行けないんで、まず地方公共団体からきちっと計画を立てなさいということはどうも間違いがないのではないかなと。それとまた、どうせやるんであればそういった町の中の事業もあるし、町のイメージアップを図っていくということが将来の町の活性化にもつながるのではないかということでゼロカーボンシティを宣言したところであります。

○議長（尾尻康二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第60号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第7、議案第61号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第61号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ903万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,150万7,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰越金1,619万6,000円を予算化し、繰入金716万6,000円を減額し、歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、人事異動に伴い総務費716万7,000円を減額し、前年度決算に伴い基金積立金1,619万7,000円の追加を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第61号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第8、議案第62号令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第62号令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入予算それぞれ9,260万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,002万3,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、保険料、国県支出金、その他特定財源を計上するとともに、繰越金9,253万4,000円を予算化し、繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、前年度決算に伴い基金積立金1,228万3,000円、国庫支出金等の精算に伴い償還金3,080万円、一般会計からの繰入金の精算に伴い他会計繰出金4,945万3,000円の追加等を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第62号令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第9、議案第63号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第63号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,145万円と定めるものでございます。

歳入予算では、後期高齢者医療保険料6万4,000円を計上するとともに、繰越金6万9,000円を予算化し、繰入金61万3,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、前年度保険料負担金の精算等に伴い広域連合納付金74万6,000円の追加を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第63号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第10、議案第64号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第64号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ289万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,407万9,000円と定めるものです。

歳入予算では、繰越金57万8,000円を予算化し、繰入金231万3,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動に伴い公共下水道総務費112万6,000円、管路修繕工事費として公共下水道施設管理費176万5,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第64号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第11、議案第65号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第65号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,257万2,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰越金7万9,000円を予算化し、繰入金22万4,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動に伴い農業集落排水総務費53万2,000円の減額、片首マンホールポンプ場貯留ピット設計業務に要する経費として38万7,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第65号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第12、議案第66号令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第66号令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ76万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,110万9,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰越金64万9,000円を予算化し、繰入金141万7,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動に伴い漁業集落排水総務費76万8,000円の減額をいたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第66号令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第13、議案第67号令和3年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第67号令和3年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ418万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,899万7,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、県支出金287万5,000円を減額計上するとともに、繰越金9万1,000円を予算化し、繰入金696万4,000円により歳入歳出予算の均衡を図っ

ております。

歳出予算では、事業費の運航費用に船舶燃料代の高騰に伴い町営自動車航送船運航事業
4 4 3 万 4, 0 0 0 円等の追加計上をいたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 6 7 号令和 3 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第 1 号）を採
決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 7 号は原案のとおり
決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第 1 4、議案第 6 8 号令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補
正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 6 8 号令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 1
号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 3 年度大崎上島町水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額におい
て水道事業収益を 4 億 9, 9 3 7 万 2, 0 0 0 円、水道事業費用を 4 億 9, 7 8 1 万 8,

〇〇〇円と定め、資本的収入の予定額において財源更正を行うものでございます。

補正予算の内容は、収益的収入では一般会計補助金 897万5,000円の追加を、収益的支出では職員の人事異動に伴い 897万5,000円を追加計上いたしております。

資本的収入では、財源更正として企業債 2,360万円を減額する一方、過疎債を財源とした他会計補助金 2,360万円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 68 号令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第 15、議案第 69 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 69 号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、垂水排水機場改修工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、8月23日に指名競争入札を執行した結果、岡本建設株式会社が落札し、同月27日に契約金額8,129万円で仮契約を締結しております。

工事の概要は、垂水排水機場の維持管理、排水能力の向上を図ることを目的に排水機場の取水槽を改修し、排水ポンプの据付け高を下げるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 一点だけお伺い。

昨年度もこのところ、あれポンプを更新しただけ、昨年度は。そして、今年盆明けか盆頃の大雨のときに地元の消防団の方にご無理を言って出動してもらったな。このたびは、そのときやっばしポンプを替えただけじゃ排水が間に合わなかったのか。午後からは国交省から大きなあれ持ってきたじゃない。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

ポンプを替えたということでそれは間違いないんですけども、ポンプを替えたことによって、400から500へポンプをアップしたんですけども、ポンプの性能は上がったんですけども、その上がった分水が入る受けですね、受けがそのままなので、入る量よりも出る量が多いことになりまして、そのポンプの能力を最大限活用できないという事情が発生しております。今現在その状態です。この間の8月の大雨時については、管理の水位ですね、その幅が狭まうございまして、急に時間雨量も50ミリ超えたような雨なのでそのポンプだけでは間に合わないということで消防団の出動、また国交省のポンプを借りた次第でございます。したがって、本工事でこの今仮契約を結ばせていただいている垂水排水機場の改修工事についてはその受けを下げる工事、ポンプ自体それは替えることはないんですけど、それを一遍外しまして、受けを下げて、ポンプの据置き高を約60センチから65センチぐらいそれが下がります。で、その管理水面を下げることによって垂水

の地区の調整池の管理水面の幅を広げることを目的に本工事を執行するをいたしております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、総務課長がポンプを下げると言われました。これをそういつて下げてしまえば、今度はもう今までのように消防団の方にご無理を言って出てもらうようなことはないかな。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 近年の雨は、想定を超えている雨が降ったりもいたします。ですが、今回程度の雨でしたら今回の工事で据置き高を下げる、管理水面を下げることによって対応できるものと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） すみません。このご時世ですから想定外の雨が降る可能性は十分にありますと。そのときには、またどうもならんかったら国交省からも利用すると。そのときには、ぶっちゃけた話お聞きするんですけど、国交省から大きなん持ってきましたわね。あれ、費用どれぐらいかかった。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 費用でございますが、その前に国交省からすぐ来るかというように意見でございますが、町のほうからまず県のほうに依頼をかけます。その後、県のほうから国のほうに依頼といいますか、話が行くんですけども、それで依頼をかけてもすぐというわけではございません。また、やっぱり国交省のほうも台数が決まっております。また、大ききもうちの町ですと大型のポンプは来れないのではないかと考えております。

金額ですけども、まだ正式な金額のほうは来てないんですけども、発注するときに伺ったところ、おおむね24時間で100万円ほどということ聞いております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第69号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

10時40分より再開いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（尾尻康二君） お諮りします。

日程第16、認定第1号令和2年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第12号令和2年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） ご異議はないようですので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 認定第1号から認定第12号、令和2年度大崎上島町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について認定を求めることについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第1号から認定第11号までは令和2年度一般会計外10の特別会計の歳入歳出決算について、認定第12号については令和2年度水道事業会計決算につい

て、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から認定第11号までは、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。

一般会計については、新型コロナウイルス感染症対策経費、広島中央環境衛生組合負担金等の増額が、産業会館改修事業、東野小学校改修事業等の終了に伴う事業費の減額を大幅に上回ったことにより、決算規模といたしましては総額で前年度と比較して約13億5,200万円、20%の大幅な増額決算となっております。

今後の財政運営を考えますと、普通交付税において算定基礎となる令和2年度国勢調査人口が7,161人となり、前回調査から大幅に減少し、急減緩和措置が講じられるものの、令和3年度算定から反映されており、財源不足を繰入金により補う状況となっておりますので、ますます慎重な財政運営を行う必要があると認識いたしております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等、いずれの特別会計についても事業運営が大変厳しい時期を迎えており、一般会計と同様に慎重な財政運営を行う必要があると考えております。

普通会計ベースの財政指標については、前年度と比較いたしましてもおおむね良好な状況にございますが、先ほど申し上げましたように慎重な財政運営を行う必要があることに変わりはないと考えております。今後はより一層の財政基盤の健全化を図りながら、大崎上島町第2次長期総合計画及び大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略に盛り込まれた各種施策の積極的かつ着実な執行に努めてまいります。

次に、認定第12号水道事業会計決算でございますが、経営状況といたしましては、総収益4億8,980万円に対し、総費用は4億7,188万1,000円となり、1,791万9,000円の純利益となっております。また、有収率につきましては85.7%と前年度比2.3ポイント向上しております。今後も、有収率のさらなる向上を図るなど安全で良質な水道水の安定供給を行うとともに、受益者負担の見直し等、安定的な経営基盤の確立に努めてまいります。

決算書については、監査委員の意見書、その他主要施策の成果等、政令で定める書類を併せて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

令和2年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されていますが、担当課からの説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） ご異議はないようですので、省略させていただきます。

引き続き、澤田武義代表監査委員から、令和2年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書及び大崎上島町水道事業会計決算審査意見書について報告を求めます。

澤田武義代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、令和2年度大崎上島町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についてご報告いたします。

審査の対象は、令和2年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算、令和2年度大崎上島町特別会計歳入歳出決算、これは10件ございます。それから、令和2年度基金運用状況についてであります。運用基金は3件ございます。

審査の期間については、今年8月5日から8月20日までの期間でございます。

審査の方法については、各会計歳入歳出決算書、同事項別の明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、これらの決算計数が関係諸帳簿及び証書類との照合により正確かどうかを確かめるとともに、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながらその適否を審査した。また、基金の運用状況については、基金の運用状況に関する調書に基づき、計数の正否を確かめるとともに、その内容を審査した。

審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めた。また、基金の運用状況に関する調書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認めた。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況の概要は、資料の3ページから68ページに記載し、71ページ以下に審査資料を添付しておりますが、詳細は省略させていただきます、69ページからの「むすび」に意見を記載しておりますので、これを簡潔に読み上げ、報告とさせていただきます。

資料69ページでございます。

「むすび」として決算の状況。

令和2年度一般、特別会計の形式収支は3億5,848万円の黒字であります。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1億2,431万円を差し引いた実質収支は2億3,417万円の黒字であります。これを平成31年度と比べると、形式収支で1億250万円、実質収支で7,166万円増加しております。

歳入決算の状況。

歳入総額は、前年度に比べて14億1,125万円増加している。収入未済額は1億1,751万円、不納欠損額は415万円であり、平成31年度と比べて収入未済額、不納欠損額とも増加している。町税等の収納率を現年分、滞納繰越分の合計で見ると、町税98.2%、国民健康保険税80.4%、介護保険料99.3%、住宅使用料77.3%となっております。

歳出決算の状況。

歳出総額は、平成31年度と比べて13億875万円増加している。翌年度繰越額は8億6,090万円で、不用額は7億5,850万円であり、予算に占める割合は5.9%と、平成31年度と比べ0.7ポイント低下しております。

財政の状況。

普通会計における町債の借入額は12億9,040万円で、平成31年度と比べて4億2,120万円増加している。これは、主に広島中央環境衛生組合負担金が4億9,510万円増加したものであります。地方債の現在高は101億7,859万円で、昨年度と比べて2億3,947万円増加しています。財政力指数は0.41で、平成31年度と比べて0.03ポイント改善しており、また経常収支比率も88.7%で、平成31年度と比べて7.1ポイント改善しております。

意見。

令和2年度は、コロナ禍の中で行動、移動が制限され、自粛が求められるよどんだ停滞感の漂う1年でした。また、凶暴さを増す自然災害への危機対応とともに、町民の命と暮らしを守るために制限と制約のある中でかつてない努力と工夫の跡を確認することができた今年の決算審査でした。

町財政の基盤となる町税の収納は98%と高い収納率を維持し、未収金回収の取組も継続されております。住宅使用料等の私債権の回収確保にも、こうした手法や意識が展開さ

れることを期待します。

今年度初めに補助金交付事務の手續が新たに通知、周知されたことにより、補助金交付に伴う取扱いの改善が確かに進行していることが確認できました。補助金、委託費が町民の貴重な財産で賄われていることを念頭に、継続事業の見直しも含めてより適正な計画と執行に努めてください。

継続事業（補助事業、委託事業等）においては、事業費の固定化が散見されます。目的と成果、そしてコストを勘案し、費用の組立てを常に見直しながら事業コストの制御を徹底してください。

終息の予測のつかないコロナ禍により、私たちを取り巻く社会環境は激変を余儀なくされています。国家の財政環境にとどまらず、国民、住民の行動、生活様式まで大きな変化の兆しを見せています。ポストコロナの明日に向けて、昨日と同じ明日は来ないの認識を共有し、町の将来像の確認、各事業の点検、見直し、再構築が求められます。限られる町財政を、激変する環境と不測の事態に対して迅速に柔軟に対応できる財政運営を要望します。

続きまして、令和2年度大崎上島町水道事業会計決算意見について報告いたします。

審査の対象は、令和2年度大崎上島町水道事業会計決算であります。

審査の期間は、8月5日から8月20日まで。

審査の方法については、決算報告書、財務諸表、その他関係書類が法令に定める様式に準拠して作成され、かつ水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するために総勘定元帳、その他関係帳票及び諸書類との照合を実施した。

審査の結果、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、その他の関係書類はいずれも地方公営企業法関係法令に定める様式に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認めました。

水道事業会計の概要は、意見書2ページから12ページに掲載し、審査資料を15ページ以下に添付しております。13ページの「むすび」の部分について簡潔に読み上げ、報告させていただきます。

13ページでございます。

「むすび」。

当年度の経営成績について、総収益は4億8,980万円、総費用は4億7,188万円となった。その結果、純利益は1,792万円を生じ、前年度繰越利益剰余金1,31

0万円を足した繰越利益剰余金は3,102万円となっている。

給水状況については、前年度と比べ給水人口は7,114人で164人減少し、年間有収水量は1.1%減少して121万9,000立米となっている。

以上のように、当年度の運営状況は一定の純利益が確保され、経常収益の経常費用に対する経常収支比率も105.1%となっていますが、その要因は一般会計からの補助金4,478万円であります。懸案である有収率は、前年度に比べ2.3ポイント改善の85.7%となっており、現在実施している漏水調査等を加速、強化して低有収率の原因を把握し、さらなる改善に努めてください。

また、大崎上島町上下水道経営審議会の答申を踏まえた費用に対する受益者の負担について十分検討されて、効率的な経営改善を要望します。

今後とも、水道水の安定した供給と安全で良質な水質の維持など、住民生活に欠かすことのできないライフラインとして持続可能な経営基盤の確立に努められるよう望みます。

以上、令和2年度決算審査意見について報告いたしました。

監査委員は澤田武義、同じく信谷俊樹でございます。

以上、報告いたしました。

○議長（尾尻康二君） これで決算審査意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるよう通知しておりましたが、通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。

○議長（尾尻康二君） お諮りします。

ただいま上程しております認定第1号から認定第12号までを決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託いたします。

なお、会期中に審査をお願いすることになっていますので、申し添えておきます。

決算特別委員会の委員の選出については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により渡辺年範議員、進藤雅通議員、森若 巖議員、浜田幸造議員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました4名を決算特別委員

会委員に選任することに決定しました。なお、委員長に渡辺年範議員、副委員長に浜田幸造議員が決定しています。

決算特別委員会の設置が整いましたので、令和2年度歳入歳出決算認定を決算特別委員会に付託いたします。9月9日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

決算認定の審査のため、9月9日から13日までの5日間休会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日から9月13日までの5日間を休会することと決定しました。決算特別委員会の皆様にはご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって延会とし、次回は9月14日9時から開会いたします。

午前11時03分 延会